

- 外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の水域及び期間を定める告示案及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の海域及び期間を定める件の一部を改正する告示案への提出意見及び意見考慮結果・理由等

番号	御意見の概要	検討結果
1	この規制の法律は漁業ではなく海の資源を保護する目的もあると思われるため変更しないべきです。	<p>告示による水域・期間の指定にあたっては、遊漁者に対してひき縄づり（トローリング）が認められている水域・期間に限り、海洋生物資源の保存・管理や漁業調整上支障がない範囲で認める方針としています。</p> <p>遊漁が、漁業と一貫性のある資源管理を目指す中で、海洋生物資源の保存・管理や漁業調整上支障がない範囲において秩序を持って行われることは、漁村地域の振興・存続に有益ですので、都道府県と連携しながら、地域の実情に応じて遊漁による地域の活性化を図っていきたいと考えています。</p>
2	近隣諸国の中国、韓国なども当該案件のような外国人漁業を許可しているのであればよいが、そうでなければ当該改正案は必要ないと思います。	<p>今回の告示による水域・期間の指定については、日本の遊漁者に対してトローリングが認められている水域・期間に限り認める方針であり、トローリング大会などへの外国人観光客の誘致を通じて漁村地域の振興等を図ろうとする取り組みを促進するために行うものです。</p> <p>遊漁が、漁業と一貫性のある資源管理を目指す中で、海洋生物資源の保存・管理や漁業調整上支障がない範囲において秩序を持って行われ、地域の活性化を図ることは、漁村地域の振興・存続に有益ですので、都道府県と連携しな</p>

		<p>がら、地域の実情に応じて遊漁による地域の活性化を図っていきたいと考えています。</p>
3	<p>改正内容は不十分と考える。</p> <p>座標や期間に加えて、イベント名（(大洗町を開催地とする)「カジキ釣り大会」、(静岡県下田市を開催地とする)「国際カジキ釣り大会」等）も指定を行えるようにすべきと考える。</p> <p>（国民としては、何故、穴があるような、問題ある者達により裏がかかれてしまいうるような規則にしているのか分からないのであるが、イベント名までの指定を行えば、問題はなくなるはずであろう。そこまで行えるようにすべきと考える。）</p> <p>その指定方法については、告示等から更に通知等などに権限の委任を行ってよいと考えるが（毎年、農林水産省がその名称（大洗町を開催地とする xx 主催の「カジキ釣り大会」（令和5年度）、等）を示し、許容対象となるイベントについて示す等。）、イベント名までの指定を行えて、初めて適切となるような規則であると思われるので、そのようにされたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>告示による水域・期間の指定にあたっては、日本の遊漁者に対してひき縄づり（トローリング）が認められている水域・期間に限り認める方針としています。</p> <p>今回告示する水域・期間については各都県と協議し、各都県の海区漁業調整委員会指示に基づく承認を受けた主催者によるイベントに限りトローリングができることになっており、外国人も同様の扱いとなります。</p> <p>遊漁が、漁業と一貫性のある資源管理を目指す中で、地域の実情に応じて海区漁業調整委員会指示などにより秩序を保ちつつ、都道府県と連携しながら、告示する水域・期間内で遊漁のイベント等により地域の活性化を図っていきたいと考えています。</p>